

平成19年度(2007)10月7日(日)

# 「塩津港遺跡」発掘調査現地説明会資料 「起請札木簡」が多数出土

調査主体 滋賀県教育委員会文化財保護課  
調査機関 財団法人滋賀県文化財保護協会

## 1. 塩津港の位置と歴史環境

塩津港は琵琶湖の北端部に位置する港です。発掘調査は大川(塩津大川)の河川改修に伴い平成18年度から行っています。調査地は河口に位置(滋賀県伊香郡西浅井町塩津浜地先)し、発掘調査面積は約2,500㎡です。

古くは『続日本紀』に天平宝字八年(764)の藤原仲麻呂(恵美押勝)の乱に塩津の名が見えます。この時、塩津港周辺は波が高く仲麻呂は上陸をあきらめ高島市勝野まで戻ったところで妻子ともに斬殺されています。平安時代の『延喜式』(967年施行)には「諸国運漕雑物功賃」の項に、越前・加賀・能登・越中・越後・佐渡の北陸六国の物資を敦賀で陸揚げして塩津まで運ぶ駄賃と塩津から大津へ漕ぐ船賃が定められています。また、長徳二年(996)九月、紫式部が父藤原為時の越前国守へ赴任するのに同行し当塩津で「知らぬらむ往来にならず塩津山世に経る道はかるきものぞと」と呼んでいます。

さらに、8世紀に中国東北部から朝鮮半島北部に建国した渤海国は727年以降919年までに34回来日しています。日本へは日本海を渡り敦賀の松原に寄港し、そこに施設を建設して平城京や平安京に向かっています。当然、琵琶湖の湖上交通を活用したと考えられますことから、塩津港を経由した可能性があります。このように、塩津港は人・物・情報が集まる国内では屈指の「ハブ港」であったといえます。

塩津港は明治に北陸線が開通するまで、数百隻の丸子船が集まり物資の中継基地として栄えていました。

## 2. 発掘調査

平成18年度の発掘調査では平安時代後期から中世にかけての宗教施設と考えられる建物跡や多量の土師器や硯などが検出されたことから、12月に記者発表と現地説明会を開催したところです。

今年度の調査は、建物群(社殿中心域)の性格とその下層遺構の確認、および琵琶湖方向の建物南側で行っています。その結果、建物跡の南側約35mの地点で東西方向に延びる堀が検出されました。堀の埋土には多くの遺物が含まれており、土器や木器とともに大型の木簡(「起請札木簡」)が多数出土しました。木簡はこれまでに55本出土しており、中には2mを超える大型木簡があり、国内でも最大級の大きさになります。また、記載されている内容は「起請文」で、保延三年(1137)などの年紀を読み取ることができます。起請文を記した木簡はこれまで確認されていません。このことから「塩津起請札木簡」と呼称することにしました。

また、石組遺構を中心とする建物群は木簡等の出土から、社殿とこれに付属する建物であ

る可能性が強くなりました。

### 3. 建物群（社殿域）

建物は掘立柱建物、礎石建物、石組建物とその基礎構造を変えながらも、同じ場所で規模もほぼ同じくして建て続けられています。建物の存続時期は出土遺物から最初は8世紀に建てられ、12世紀に廃絶していたことがわかりました。中でも11世紀から12世紀は土師器皿と炭など多くの遺物が建物群を中心に、約20cmの厚さで層をなして堆積しています。このころ最も活発に祭事活動していた様子がわかります。石組建物に相当し、起請札木簡が奉納したところです。

### 4. 堀

堀は幅4.5mで深さは60cm、検出長は11mです。断面形状が箱型で、平面形も直線的であることから人工的に開削された堀であることがわかります。建物群の中軸線に対して直行した方向で、社殿域の南側を区画する堀といえます。なお、調査範囲が限られていますことから、社殿域を囲っていたかはわかりません。

堀は土層の堆積状況から大きく2段階で埋まっています。最初に掘削後早い段階に砂を多く含んだ土砂が両肩付近に流入して埋まっています。次に、水（湖水？）が停滞し有機質を多く含む粘質層が時間をかけて堆積した段階とに分けられます。有機質の堆積層は南側（琵琶湖側）に向かって堀を越えて堆積している状態が観察され、堀まで湖水が寄せていた様子が推測されます。

堀の埋土からは12世紀中葉前後の木簡を始め多くの遺物が出土しています。基礎構造が石組遺構となった時期の遺構となります。

堀の中で最初に埋まったところから「保延三年(1137)」の年紀木簡(52号木簡)が出土しました。このことから、堀は12世紀の前半に開削されたことがわかりました。上層の有機質層からは「保元二年(1157)、平治元年(1159)、永暦元年(1160)の年紀木簡が出土し、堀は12世紀中頃にはまだ機能していたといえます。

検出した堀の東側は石組遺構から南北方向に延びる中軸線がとおります。通常、中軸線には参拝などの通路が設けられています。堀の検出範囲からは橋や道路跡などの渡河施設などは確認できませんが、調査範囲外に門跡や鳥居跡などが存在した可能性も否定できません。また、堀に沿って塀などの施設も想定できます。すぐ南側は琵琶湖の汀線です。当社殿域へは船で来ることが想定できます。堀の南側で下船し堀を渡って入場したのではないのでしょうか。

### 5. 大型木札木簡（起請札木簡）

9月3日現在で55点の出土を確認しました。ほとんど欠損の無い良好な状態した木簡は10点を数えます。

スギを薄く剥いだへぎ板で作られ、長さ1.5～2.0m、幅10～15cm、厚さ1cmを測る超大型の木札です。上端部は丸く仕上げるもの、三角形に尖らす圭頭状のもの、四角いものが見

られ、下端部は先細りに尖らせるものと、羽子板の握り部のように段を持って細くするものがあります。そこには刻みを入れたものもあります。

墨書する表面はへぎ板の片面をヤリガンナで整え、ここに数百字にわたる「起請文」を一面に墨書しています。墨の遺存状態の違いで、墨書が明瞭に読めるもの、不鮮明のもの、墨は消失しているものの字を書かれていたところの劣化が遅く、文字が墨痕として浮かび上がっているもの。まったく痕跡の読めないものなどがあります。

今回出土した木簡は、墨痕となっているものが多いです。これは起請文が書かれてから長く紫外線に暴露されていた、つまり数年間は日が当たり、そしてあまり雨の当たらないところに置かれていたと想定される状態であったと判断されます。下端部の劣化状態は上部と区別が無く、尖らせたり一段細くしたりしていますが、地面に突き刺していたとは考えにくい状態です。

木簡は神社での祭事後、社殿や門、塀などの建物の周りに立て掛けられていたと考えられますし、堀からの出土状況を勘察しますと、祈願が満了した後、堀へ廃棄したことも考えられます。

## 6. 「起請札木簡」の解説

### 【起請文とは】

起請文とは「宣誓の内容は絶対に間違いない、もしそれが誤りであったら（すなわち宣誓が破られた場合には）、神仏などの呪術的な力によって自分は罰を受けるであろう」（佐藤進一『古文書学入門』より）です。

起請文は平安時代末（12世紀中ごろ）に成立したとされ、形式は誓約文の「前書」と神仏の勧請と呪詛文の「神文」から構成されます。今回出土した起請文は木札に記載されていますが、この形式に準じて記されています。

記された文字はほとんどが漢字ですが、中には漢字、平仮名、片仮名交じり文の木簡もあり、仮名交じり文はこの時期では珍しい資料です。また、文字の書体は似たものがなく、個々別人が記述したものと思われる。

### 【年号など】

木札の筆頭には「再拜」など祈りの文字が記されています。多くの木簡は本文の始まりに年月日、姓名、吉祥句、神の判定を請う文字などが記されています。年号（年紀）は、古い順に保延三年（1137）、保元（丁丑）二年（1157）が2点、平治元年（1159）が2点、永暦元年（1160）が3点の合計8点見つかっています。溝上層出土の木簡は1157年～1160年の間にまとまっています。また、保延三年記載の52号は溝の下層から出土し、上層出土木簡より20年ほど古くなります。

### 【招かれた神々】

次に神々を招き寄せるために多くの神仏を書きあげます。まず、天上の神として古代インドの神々である梵天・帝釈・四大天王、中国の道教の神々である閻魔大王・五道大神・日月五星・二八宿などを記します。地上の神としては第1に都（平安京）の護り神としての八幡・加茂・祇園・稻荷・北野・住吉・春日など神々、次に、近江国の鎮守神としては日吉山王

七所の6例を筆頭とし、地元の塩津三所、竹生嶋弁財天女のほか建部・兵主・三上などの神々が見られます。日吉山王神が多く出現することは、当時、近江一宮である建部大社よりも日吉山王社が優勢であったことを示しています。続いて、浅井郡の鎮守神として竹生嶋が1点でできます。これは当時、塩津の地が竹生嶋を含む浅井郡内であったことを示しています。最後に、地元の塩津の鎮守神として五所大明神・津神社・若宮三所・稻懸祝山などの名が記されています。これらの神は現在の神社の祭神と一致するかどうかは不明ですが、「祝山」の地名は現在も西浅井町内にあります。また、西浅井町塩津中に所在する香取神社や同祝山に所在の香取五神社などは木簡記載の「五所大明神」と関連するかもしれません。

#### 【誓いの内容】

木簡の後半には具体的な誓約と罰文がしるされます。その内容は「盗みをしたと噂をたてられたが決して盗みはしていません」(1号)、「決して米は盗んでいません」(3号)、「米は1升も盗んでいません」(10号)、「取り取らず」(40号)、「運送を請け負った荷物の内魚一巻もなくさず運びます」(52号)などがあります。

誓い文には「盗まない」がたびたび登場します。当時の社会では「盗人であること、盗人の疑いをかけられること」は起請札で宣誓するほどの重要な内容であったと思われる。

また、52号木簡からは「専門の運送人の存在、荷物が魚であること、魚1巻は塩干物の可能性があること、盗賊の存在、荷物を失うことは神罰を受けるほど重要であったこと」などが読み取れます。

#### 【神罰の内容】

「誓約にうそ偽りがあれば日本国中の一万三千七百余所の神罰を体中の八万四千の毛穴に蒙る」とあります。当時の観念として神罰は体の毛穴から浸透すると考えられていました。特に皮膚の病にかかると村落から排除・追放の対象となりました。その意味でも、八万四千の毛穴から受ける罰は非常な脅威であったと思われる。

#### 【人物名】

人物の名前は菅原有貞ほか2名(1号)、三川安行(3号)、又安・貞光・正蔵・成包(名字判読できず)ほか2名(10号)、穴太武次(40号)、草部行元(52号)など記され、いずれも名字を持っています。これらの人々が起請札を神に奉納したものです。また10号や40号木簡には、「当庄」「御庄」など荘園の存在が伺えます。これらの人物は神社に起請札を報じるほどの人物ですから、地元の村落または荘園内の住人で、律令体制の解体に伴って成長してきた「住人層」であり、やがては在地の領主や武士階層となる有力者と思われる。

#### 【木簡の使われ方】

古文書の起請文に先行する「祭文さいもん」と呼ばれる文書は、災いを除き福を呼ぶために書かれたもので、祭壇を設けてサカキなどを立て酒や穀物を供え祭文を読み上げ神をたたえます。また中世の起請文には誓約が叶うまで神社や寺に奉納した例もありました。

こうした事例から、「起請札木簡」は祭壇の前で起請者が読み上げ、饗宴を行い、その後、誓約が叶うまで人目の付くところに告知を兼ねて掲示していたり、奉納されていたものでしょう。

### 7. 塩津起請札木簡の語るもの

(1)「起請札木簡」の出土は全国初めてで、画期的なことです。起請文が紙に書かれたものだけでなく、木札にも書かれていた事がわかりました。また、社殿遺構に関連する堀から出土し、社殿に祭られていたこともわかりました。また、10号木簡は長さ2205mm、幅130mm、厚さ10mmで、木簡としての長さは最長です。これまでは滋賀県高島市鴨遺跡出土の木簡が最長の1665mmでした。さらに、55点もまとまって出土したことは、大変貴重です。

(2) 塩津から出土したことは、この地域が古代の交通の要衝であり、都(平安京)の文化をいち早く受け入れ、それを住人の生活の取り入れる経済力と高い文化水準があったと思われます。塩津港が『延喜式』の定めで北陸の物資を集積し、大津に船で輸送する港でしたから、物資の運搬に携わる住人が住んでいたことは十分考えられます。

52号木簡は「荷物の運搬を請け負った草部行元が決して荷物を失くさない(流さない)」と誓約しています。このことは専門の運送業の存在、その荷物を横流ししたり、盗んだりする窃盗集団の存在が浮かび上がります。そのためにも荷物を失わないと起請することは、業者の信頼性を宣伝するためにも重要でした。

(3) 木簡の内容からは当時の人々の信仰や精神世界を読み解くことができます。神仏の序列、神罰の恐ろしさ、地元の鎮守神への信仰、「盗人」のうわさ、荷物運送の信用性など、当時の多様な社会生活が垣間見られ、また、地元の神々の表記は当時の人々が鎮守神を強く信仰し、精神的な拠り所としていたことがうかがわれます。中世成立期に村落の鎮守神社を中心に新しい共同社会が形成されつつあり、その共同社会や村落の仲間から排除・疎外されないためには「決して盗人でない」との起請文を掲げる必要があったと思われる。

(4) 古文書学的にも重要です。52号の木簡は年紀が保延三年(1137)と現存する起請文より10年古く、最古の起請文と言えます。そのため、起請文の形式として定型化する以前の書式が見られます。また、起請文は前半に「前書」(誓約文)を記述し、「神文」(神仏の勧請)を後半に記述するものとされていますが、塩津木簡ではすべて逆になっています。これらは、起請文の成立を考える上で貴重な資料となります。

(5) 以上のことから、塩津起請札木簡は中世的な職業集団(運送業者)の発達と宗教性の関連を示す貴重な資料で、日本の商業史・宗教史を琵琶湖・塩津というフィールドで考えることのできる希少な事例です。

## 8. 堀から出土したその他の遺物

堀の埋土からは土師器皿や塗椀・箸などの食膳具が多く出土し、水晶もあります。多くの食膳具が出土したことは、ここで行われた祭事が飲食を伴うものであったと想定されます。また、明かりを得るために使われたと考えられる松根の割り材が大量に出土しています。さらに、建物周辺の堆積土には炭が多く含まれており、施設内で篝火(かがり火)を焚き、祭事を行っていた状況がうかがえます。

## 9. 施設の終焉

施設からは大量の遺物が出土し、活発に活動していた様子が伺えるのですが、12世紀の後葉を境にぱったりとその活動は確認できなくなります。その後2m以上土砂が時間をかけ

て堆積しているのですが、この土にはほとんど遺物は含まれていません。そして遺跡のすぐ上の堆積土にわずかながらも含まれる遺物は江戸時代のものです。

社殿中心域の標高が84m、堀を満たしていた有機質堆積層の標高は83.6mです。現在の琵琶湖の標準水位が84.4mですので、遺跡の活動時は今より湖水面が相対的に80センチほど低かったと考えられます。

12世紀の終わりごろに起こった、琵琶湖水位の急激な変動がこの社殿の移転を余儀なくしたものと考えることができます。

## 【参 考】

### 【塩津周辺の神社】

1)塩（鹽）津神社（塩津浜） 延喜式神名帳に鹽津神社（シヅ）とある。

祭神 塩土老翁 彦火火出見尊 豊玉姫の三柱 別稱 海北宮 琴平神社 海北明神  
境内社 八幡神社 稻荷明神 愛宕神社 別宮 稻荷神社（お旅所）

2)香取神社（塩津中）

もと西浅井町大字餘村字池見にあったが、延暦八年(789)の大洪水で現在の地に移った。

別稱 楯取神社 香取五社大明神 塩津神社  
境内社 川濯神社 白山神社 稻荷神社

3)香取五神社（祝山） 別稱 香取五社明神 境内社 八幡神社 秋葉神社

慶長十八年に香取神社より分社

4)下塩津神社（集福寺） 延喜式神名帳に下鹽津神社(シヅシヅ)とある。

## 【起請文】

起請文は平安時代末（12世紀中ごろ）に成立したとされ、古文書で現存する最古の起請文は久安4年（1148）「三春是行起請文」（東大寺文書）とされます。鎌倉時代以降江戸時代初めまで様々な場で用いられ、荘園内の領地争いや、武士の棟梁と御家人の所領に関する場合、一揆の血判起請文などがあります。また、起請文を焼いてその灰を水に入れ飲み交わし神に誓う「一味神水」という事例もあります。有名なものでは豊臣秀吉が死を直前にして、諸大名に我が子の秀頼に叛かないよう100以上の神仏を書きあげた起請文を提出させています。江戸時代になると起請文の値打ちも下がり、古典落語の郭嚙の一つである「三枚起請」は遊女が三人のなじみ客をだますために書かれた起請文の嚙です。中世の起請文はその権威を増すために熊野三山などの牛王宝印紙ごおうほういんの裏に起請文を書くものが多くみられ、現在でも熊野三社では熊野牛王符が売られています。

十号起請文札

【釈文】

〔驚カ〕

維当歳次 大歳□□平治元年六月廿四日奉□大日本日本朝中□□□□諸神□

再拜々々

奉先大梵天王始王城鎮守八幡三所奉始十八大明神當国鎮守山王七社奉始武建マ兵主

〔申カ〕

三上四所大明神當所鎮守

□□□□五所大明神 □□□□日本国中大小□□□□

〔御庄供カ〕

右 一元者當□□□米 □□□□又安□貞光□□是正蔵 □□□□成包

|| 此六人中□米□□子れに□□□□る米□一人々々□子れにても右□□□□一升若二三升にても

平治元年六月廿四日

人の取□□七人□又此六人中に□取代天□□□中モ □□□□神罰六人八万四千毛穴毎

近三日 □□□□□

【大意】

厚く拝礼々々 年は平治元年(一一五九)六月二四日に日本国中の神々に奉ります。先ずは大梵天王をおそれ奉ります。次に王城鎮守

の八幡三所、十八大明神、当国(近江国)鎮守の山王七社(日吉大社)を始め、建部・兵主・三上など四所の大明神にもうしあげ

ます。当所(塩津)鎮守の五所大明神(ほかは不明)、日本国中の神々に申し上げます。

右の事は御庄のお供え米について、又安・□・貞光・□・正蔵・成包の六人(姓氏等不明)は米を一升も盗み取っておりません。……

もし六人が盗み取っていたなら六人の体の八万四千の毛穴ごとに、近くは三日遠くは七日の内に神罰蒙るよう恭しく申し上げます。

平治元年(一一五九)六月二四日

五二号起請文札

【釈文】

〔如カ〕

維年次保延三年七月廿九日以請申天判事 ヌトニハ當所鎮守 惣天ハ日本朝中一万三千七百餘所大小神等御前□

〔帝〕

上界ニハ大梵天王躰尺天衆四大天王

五所大明神

驚奉元者草部行元若此負荷内魚ヲ

再拜

〔幡〕

〔茂〕

〔懸カ〕

下界ニハ王城鎮守八王大菩薩賀符下上

稻□祝山

一卷にて毛取なかして候ハ近ハ三日遠ハ七日内

〔毎〕

申

惣十八大明神別シテハ當国鎮守山王七社

津明神并

行元身上上件神御神罰ヲ八万四千毛口穴如かふるへくと

若宮三所

【大意】

厚く拜礼

この年は保延三年（一一三七）七月二十九日、天の判定をお願い申しあげます。

上界には大梵天・帝釈天衆・四大天王、下界には王城鎮守の八幡大菩薩・賀茂下上、すべての十八大明神、特に当国（近江国）

鎮守の山王七社（日吉大社）。

ことに当所（塩津）鎮守の五所大明神・稻懸祝山・津明神並びに若宮三所、このほかすべての日本國中一万三千七百餘所の大小の神の御前に謹んで申し上げます。

草部行元は、もしこの（運送を）請け負った荷物の内、たとえ魚一卷でも取り流した（失った）ならば、近くは三日遠くは七日の内に、行元の身の上に、これらの神々の神罰を体の八万四千の毛口穴ごとに加えられるようお願い申し上げます。



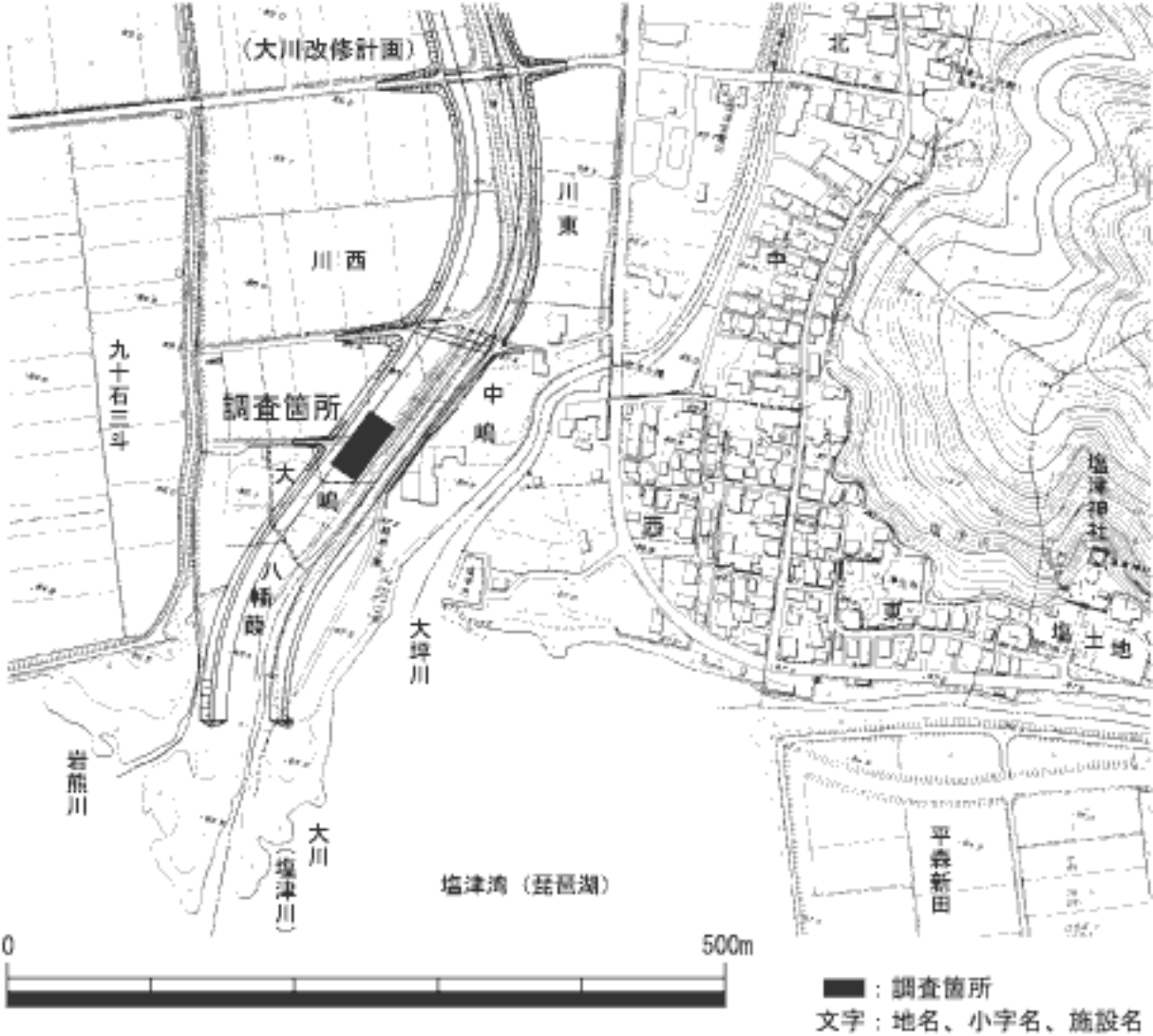


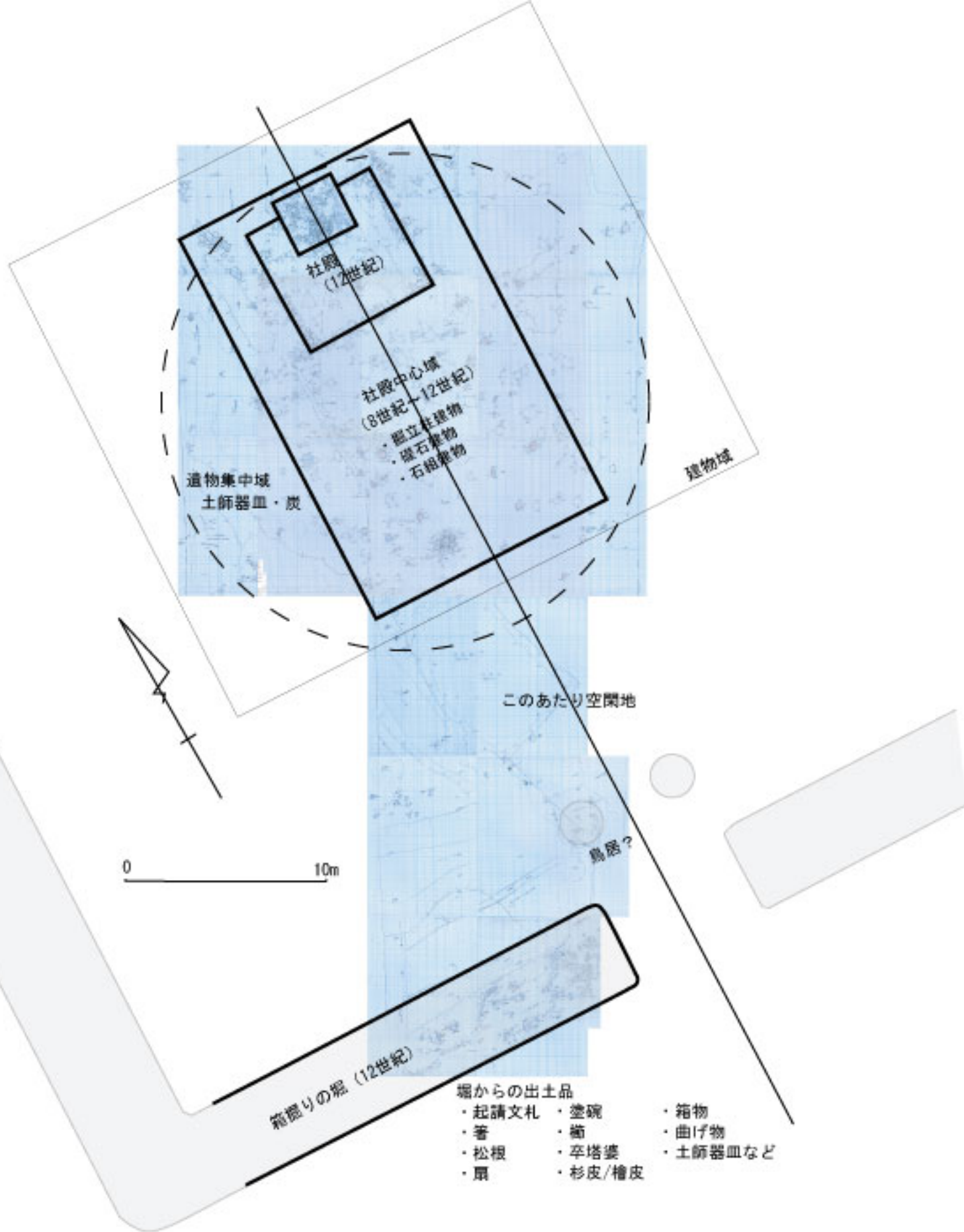
図1 調査箇所の位置



図2 古代の伊香郡と浅井郡

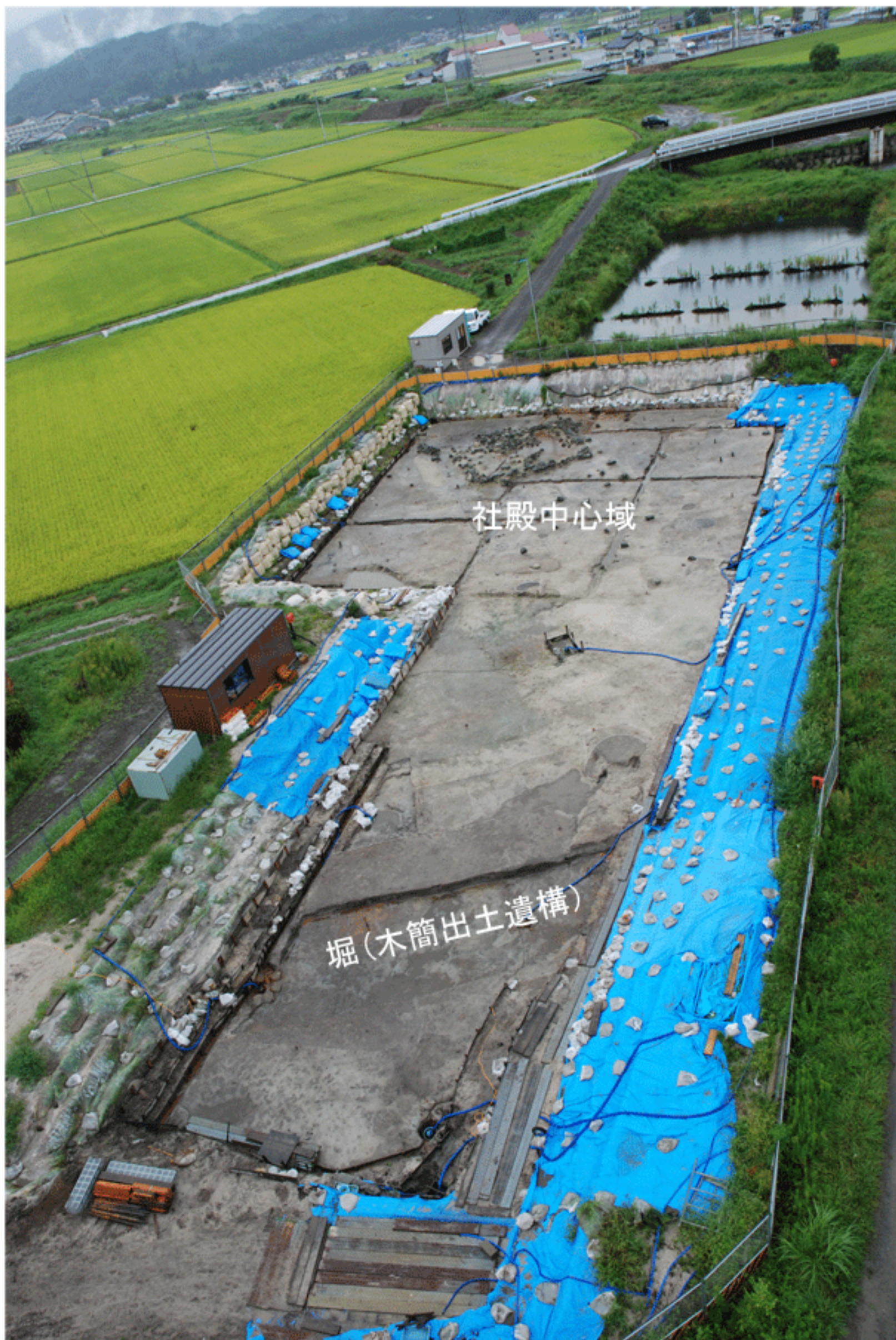


図3 古代の琵琶湖航路



検出遺構と想定構成図





調査地全景(南から)





起請札木簡出土状況 1 堀上層(有機質層)

保元二年(1157)、平治元年(1159)、永暦元年(1160)記載起請札木簡出土



起請札木簡出土状況 2 堀下層(砂層)

保延三年(1137)記載起請札木簡出土



五二号起請札木簡



1, 418×127×7



保延三年七月二十九日(一一三七年)



負荷内魚ヲ

一卷にて毛取なかして候ハ



1号



3号



10号



16号



19号



35号



40号



41号



42号



52号



53号